ト　当該年度の前年度末における当該地方公共団体が受益権を有する地方自治法第二百二十一条第三項に規定する信託で政令で定めるもの（チにおいて「受益権を有する信託」という。）に係る負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額

チ　当該年度の前年度末における設立法人以外の者（受益権を有する信託の受託者を除く。以下チにおいて同じ。）のために負担している債務の額及び当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該地方公共団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務内容その他の経営の状況を勘案して当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額

第十三条第一項中「又は」の下に「起こそうとし、若しくは起こした地方債の」を加え、「場合は」を「場合には」に改め、同条第三項中「第五条の三第八項」を「第五条の三第七項（第一号に係る部分に限る。）」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、「経費について」の下に「、それぞれ」を加える。

附則第七条第一項中「平成二十六年度及び平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同条第二項中「平成二十八年度」を「平成二十九年度から平成三十七年度まで」に、「第三十三条の五の七第二項」を「第三十三条の八第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第五条中地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第四号の改正規定及び附則第五条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、平成二十八年度分の地方交付税から適用し、平成二十七年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。この場合において、第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下この条において「旧地方交付税法」という。）附則第十一条に規定する平成二十七年度震災復興特別交付税額に係る旧地方交付税法附則第十二条第一項の規定の適用については、同項中「第六条第二項」とあるのは、「当該総務大臣が定める額以内の額（旧法附則第十二条第一項の規定により平成二十七年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する平成二十六年度震災復興特別交付税額の一部から附則第四条第一項第八号に掲げる額を控除した額のうち、平成二十七年度内に交付しない額を除く。）を、第六条第二項」とする。

（平成二十八年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第三条　平成二十八年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

2　平成二十八年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定の適用については、同条中「前年度の地方法人特別税の譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の地方法人特別譲与税の見込額として総務大臣が定める額」とする。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十八年度の予算から適用する。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第五条の規定による改正後の地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十八年度の決算から適用する。

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第七条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の項第一号中「同条第八項」を「同条第七項（第一号に係る部分に限る。）」に、「同項に規定する」を「都道府県の行う」に改め、同項第四号中「平成二十七年度」を「平成三十七年度」に改め、同表地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の項中「第二十条の二第四項」の下に「及び附則第十五条第四項」を加える。

（港湾法の一部改正）

第八条　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「第十一項」を「第十項」に改める。

（地方公共団体金融機構法の一部改正）

第九条　地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第三項中「平成二十六年度及び平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同条第四項中「平成二十八年度」を「平成二十九年度から平成三十七年度まで」に、「第三十三条の五の七第二項」を「第三十三条の八第一項」に改める。

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

所得税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

法律第十五号

所得税法等の一部を改正する法律

（所得税法の一部改正）

第一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「修正申告の特例（第百五十一条の二）」を「期限後申告及び修正申告等の特例（第百五十一条の二―第百五十一条の六）」に、「第百五十三条の五」を「第百五十三条の六」に改め、「第二款の二　修正申告の特例（第百六十六条の三）」を削る。

第二条第一項第二十三号中「年年」を「年々」に改め、同項第三十五号中「こえ」を「超え」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第三十六号中「（非居住者に対する準用）」を「（申告、納付及び還付）」に改め、同項第三十八号中「（期限後申告書）」を「（期限後申告）」に改め、同項第三十九号中「（修正申告書）」を「（修正申告）」に改め、同項第四十四号中「効力」の下に「、第百五十一条の四（相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の修正申告の特例）」を加える。